明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（法務一九）　一
〔告　示〕
○道路に関する件（東北地方整備局一四〇、一四一）　三〇
○道路に関する件（北陸地方整備局四二）
○道路に関する件（中国地方整備局三六、三七）
○道路に関する件（四国地方整備局三五～三七）
○道路に関する件（九州地方整備局一〇七、一〇八）　三一
○道路に関する件（北海道開発局九一）
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、特別清算関係　三三
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○法務省令第十九号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

法務大臣　金田　勝年

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第一項中「企業内転勤」の下に「、介護」を加える。

別表第二企業内転勤の項の次に次のように加える。

介護	五年、三年、一年又は三月

別表第三企業内転勤の項の次に次のように加える。

介護	法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	一　招へい機関の概要を明らかにする資料 二　介護福祉士の資格を有することを証する文書 三　基準省令の表の法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号に該当することを明らかにする資料 四　活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

別表第三の四の一の表中「企業内転勤」の下に「、介護」を加える。

別表第三の五企業内転勤の項の次に次のように加える。

介護	法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	一　活動の内容、期間及び地位を証する文書 二　年間の収入及び納税額に関する証明書

別表第四法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動（企業内転勤）の項の次に次のように加える。

法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動（介護）	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員